根室市教育委員会規則第６号

根室市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年　８月２４日

根室市教育委員会
教育長　寺　脇　文　康

令和２年８月２４日
根室市教育委員会規則第６号

根室市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

根室市教職員住宅管理規則（昭和60年根室市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第９条に次の１項を加える。

２　教育長は、特別の事情があると認めたときは、前項の貸付料の全部又は一部を減免することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。